# 大阪府情報公開条例の運用状況

(令和5年度)

1	行政文書の公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	情報公開審査会への諮問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	法人文書の公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	会議の公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7	出資法人の情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

# 1 行政文書の公開

#### [請求処理状況]

府の行政機関が保有する文書に関し、1, 301件(うち取下げ257件)の公開請求があった。 請求方法は、インターネットによるものが最も多く68%(883件)を占めた。

公開請求のうち、取下げを除く1,044件に対し、1,280件の決定を行った(1件の公開請求について複数決定が行われることがあるため、取下げを除く請求件数より決定件数が多い。)。

決定の主な内訳は、部分公開決定(一部非公開)が605件と最も多く、次いで全部公開決定が319件、不存在による非公開決定が303件となっている。

決定処理のうち知事部局が70%を占めている。決定処理を行った部局別では、都市整備部(245件)が最も多く、次いで、教育庁(200件)となっている。

	区 分	令和5年度(件)	令和4年度(件)
行政文書公開語	青求の件数	1, 301	1, 538
請求方法別	窓口に提出	262	3 5 1
内訳	府ホームページからの入力(インターネット)	883	976
	ファクシミリで送信	97	164
	郵送	5 9	4 7
行政文書公開語	<b>青求の取下げ件数</b>	257	399
行政文書公開語	青求の件数 (取下げ件数を除く。)	1, 044	1, 139
実施機関の決定	定の件数 (注) 1	1, 280	1, 513
決定内容別	全部公開	3 1 9	411
内訳	部分公開	605	678
(注) 2	全部非公開	3 3	6 1
	不存在による非公開	303	3 2 7
	存否応答拒否による非公開	20	3 4
	適用除外による非公開	0	0
	要件不備による非公開	0	2

#### (注) 1 1件の公開請求について複数の決定が行われる例

- ・1件の公開請求に対象となる行政文書がある項目とない項目が含まれているため、公開・非公開等の決定と不存在による非公開決定を行う場合
- ・文書を管理している室課所ごとに決定を行う場合

#### 2 非公開決定の内容

- 部分公開(一部非公開):個人のプライバシー情報や法人の正当な利益を害する情報などの非公開情報が記載されていることを理由として文書の一部を非公開とし、他の部分は公開する決定。
- 不存在による非公開:文書の保存期間が経過し、すでに廃棄した場合や作成又は収受していない場合など対象となる 行政文書が存在しないことを理由とする非公開決定。
- 存否応答拒否による非公開:行政文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報が明らかになることを理由として、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する決定(条例第12条)。
- 適用除外による非公開:刑事訴訟に関する書類及び押収物については、条例を適用しないこととされていることを理由とする非公開決定(条例第40条の2)。
- 要件不備による非公開: 行政文書を特定するに足りる事項の記載がない等の公開請求の要件を満たさないことを理由とする非公開決定(条例第7条第1項、第6項)。

(各部局、各行政委員会等における決定の件数)

	部 局 区 分	令和5年度(件)	令和4年度(件)
知事部局	副首都推進局	2	4
	政策企画部	30	6 9
	万博推進局	2 2	1 9
	総務部	6 1	7 1
	財務部	1 6	3 5
<u> </u>	スマートシティ戦略部	5	10
<u> </u>	府民文化部	1 2 3	9 6
	IR 推進局	1 5	1 6
	福祉部	6 1	7 9
_	健康医療部	170	229
	商工労働部	2 2	5 4
	環境農林水産部	7 6	97
	都市整備部	2 4 5	264
	大阪都市計画局	6	4
	大阪港湾局	4 7	1 5
	会計局	0	0
	小計	901	1, 062
行政委員会等	教育庁	200	223
	選挙管理委員会	4 9	3 4
	監査委員	0	0
	人事委員会	1	3
İ	労働委員会	1	2
	収用委員会	0	1
	海区漁業調整委員会	0	0
İ	内水面漁場管理委員会	0	0
	公安委員会	0	0
	警察本部	128	188
	小計	379	451
		1, 280	1, 513

# [非公開理由の適用状況]

非公開決定(不存在による非公開及び適用除外による非公開を除く。)の状況としては、個人情報を理由とするものが482件と最も多く、次いで、公開すれば法人等の正当な利益を害する情報(法人等情報)であることを理由とするものが302件となっている。

区分	非 公 開	理由	令和5年度(件)	令和4年度(件)
ĺ	<b>去人等情報</b> (条例第8条第11	第1号、第2項第1号)	302	3 4 5
	£意提供情報(条例第8条第	1項第2号、第2項第1号)	17	10
	意思形成支障情報(条例第8	条第1項第3号、第2項第1号)	4 6	28
公開しないこと	事務執行支障情報(条例第8条第1項第4号、第2項第1号)	153	1 3 3	
ができる情報	\ 共安全支障情報	8 7	100	
	公共安全支障情報(条例第8条第1項第5号) 公共安全支障情報(条例第8条第2項第2号)	7	11	
		3 5	5 3	
	、 公共安全支障情報 (条f	第8条第2項第3号)	4 5	3 6
公開しては	固人情報(条例第9条第1号)		482	477
ならない情報	去令秘情報(条例第9条第2 <sup>5</sup>	<del>1</del>	5	3

# 〇部分公開+全部非公開+存否応答拒否による非公開の総数 令和5年度:658件 令和4年度:773件

(注) 1件の決定について複数の理由が該当する場合があるため、非公開の総数より非公開理由別の件数が多くなっている。

#### 2 情報公開審査会への諮問

情報公開審査会においては、情報公開条例の規定による公開決定等に対する審査請求及び同条例の運用に 関する事項についての調査審議、情報公開制度の在り方についての建議に関する事務を行っている。

諮問された審査請求は65件で、過年度の諮問案件も含め57件の答申を行い、昨年度(26件)を上回る処理件数となった。

発出した答申について、〔諮問から答申まで〕の平均日数は993日、【審査請求から裁決まで】の平均日数は1223日を要した。

※ 審査請求事案は【審査請求→〔諮問→答申〕→裁決】との流れで処理される。

# [審査請求の処理状況]

公開請求に対する実施機関の決定について、令和5年度に諮問のあった審査請求は65件であった。

	係属	取下げ		処	理件	数		(B) のうち	答申待ちの
区分	事案計	件数	計	認容	一部	棄却	却下	裁決済件数	告申付の 件数(C)
	(A) +(B) +(C)	(A)	(B)		認容			级次归干奴	十数(6)
2年度の諮問事案	61 件	6 件	50 件	1件	7件	42 件	0 件	41 件	5 件
3年度の諮問事案	60 件	4 件	43 件	3 件	5 件	35 件	0 件	33 件	13 件
4年度の諮問事案	36 件	0 件	2 件	0 件	0 件	2 件	0 件	0 件	34 件
5年度の諮問案件	65 件	0 件	0件	0 件	0 件	0 件	0 件	0件	65 件
計	222 件	10 件	95 件	4件	12 件	79 件	0件	74 件	117件

<sup>※</sup>当該年度に諮問された事案に対し、どのような処理等がなされたかを表している。

# (年度ごとの処理件数)

区分	結 論	2年度	3年度	4 年度	5年度
30 年度の諮問	棄却	1件	_	_	_
00 平及の部间	一部認容	2 件	_	_	_
31 (元) 年度の	棄却	16 件	1件	_	8件
諮問	一部認容	2 件	_	1件	_
	棄却	2 件	13 件	5 件	22 件
2年度の諮問	一部認容		2 件	4件	1件
	認容		1件	_	
	棄却	_	1件	14 件	20 件
3年度の諮問	一部認容	_	_	4件	1件
	認容		_	_	3件
4年度の諮問	棄却		_	_	2件
4 平度の語向	一部認容		_	_	_
5年度の諮問	棄却	_	_	_	_
3 千皮の語向	一部認容	_	_	_	_
計	126 件	23 件	18 件	28 件	57 件

<sup>※</sup>年度ごとに何件処理を行ったかを表している。

## (処理日数の分布)

処理日数	諮問~答申(件)	審査請求~裁決(件)
~600	3	0
601~800	1 0	1
801~1000	19	7
1001~1200	1 1	6
1201~	1 6	20
合計	5 9	3 4

※合計件数が合致しないのは、答申発出後、未裁決の案件があるため。

※複数の審査請求について、一の答申で判断を示すことがあるため、処理件数と差が出ている。

### 3 法人文書の公開

法人文書の公開の請求件数は36件であり、実施法人は41件の決定を行った。その内訳は、全部公開決定が25件、部分公開決定が8件、不存在による非公開決定が7件、全部非公開が1件であった。

なお、非公開理由は、個人情報を理由とするものが5件、法人等情報を理由とするものが3件、意思形成過程情報と理由とするものが2件、事務執行支障情報を理由とするものが2件、公共安全支障情報を理由とするものが1件あった(1件の公開請求について複数決定が行われることがあるため、請求件数より決定件数が多い。)。

## (法人別文書請求件数)

区 分	令和5年度(件)	令和4年度(件)
公立大学法人大阪(大阪府立大学)	1 2	10
大阪府立病院機構	4	1
大阪健康安全基盤研究所	0	0
大阪産業技術研究所	0	0
大阪府立環境農林水産総合研究所	0	0
大阪府住宅供給公社	1 6	1 3
大阪府土地開発公社	1	6
大阪府道路公社	3	5
合 計	3 6	3 5

## (法人文書公開請求及び実施法人の決定の状況)

	区 分	令和5年度(件)	令和4年度(件)
法人文書公	開請求の件数	3 6	3 5
法人文書公	開請求の取下げ件数	0	2
実施法人の	決定の件数	4 1	3 6
	全部公開	2 5	1 4
	部分公開	8	19
	全部非公開	1	1
決定内容 別内訳	存否応答拒否による非公開	0	0
	不存在による非公開	7	2
	適用除外による非公開	0	0
	要件不備による非公開	0	0

(注) 1 件の公開請求について、項目別に分割して決定が行われる場合があるため、決定の件数が取下げを除いた請求件数を 上回ることがある。

### 4 情報の提供

府が保有する公開可能な情報については、府民等の申出に応じて、担当課及び府政情報センターで情報提供を行うこととしている。このうち、府政刊行物の販売部数は483部あり、「令和5年大阪府基準地価格要覧」(142部)、「令和6年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項」(90部)、「乳幼児期からの発達支援なんでかな...???は気づきのスタート」(78部)の販売冊数が上位を占めた。

#### 5 情報の公表

## (1) 府政情報センターにおける資料の公表等

府政に関する基礎的な情報や政策形成過程の情報について、ホームページに掲載するなどして積極的 に公表を行っている。

なお、府政情報センターでは498件の資料等を公表した。

	府政情報センターで	令和5年度(件)	令和4年度(件)
	公表した資料等の件数	498	509
<u></u>	府政に関する基礎情報	134	129
内	政策形成過程情報	162	144
	その他	202	236

#### (注) 1 公表した資料等の内訳について

- 府政に関する基礎情報
  - ・府の施策、計画、指針等の概要
  - ・府の事務事業の概要(各室・課(所)等毎)
  - ・府の事務事業の評価の結果又はその概要
  - ・府の基本的な事務に関する要領、要綱、手引書等
  - ・府の出資法人の組織、事業及び決算等の概要(条例第2条第4項に規定する実施法人及び条例第34条第2項の 規定に基づき実施機関が定める出資法人に係るもの)
  - ・府の施設の管理に関する指定管理者との基本協定等
- 政策形成過程情報
  - ・府の基本的な施策、計画、指針等の策定及び重要な改廃等に係る案又は主要な検討資料
  - ・府の重要な政策決定等に関する部長会議等の協議又は報告の概要及び提出資料
  - ・府政に関する意見募集の結果又はその概要 他
- 2 1件の資料について、複数の内訳に該当する場合があるため、内訳の件数が資料等の件数を上回ることがある。

#### (2) 特別顧問及び特別参与の職務の公表等

「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき報酬を支給した、特別顧問及び特別参与については、「特別顧問及び特別参与の職務の公表等に関する運用指針」により、従事した職務の遂行に係る情報について、事前・事後ともに公表を行っている。

また、特別顧問等が職務に従事している場における当該実施状況のうち、副首都推進本部会議等での助言、成果物の知事等への報告、特別顧問等相互間での意見交換については、会議の傍聴や動画配信等によるライブ公開を行っている。

区分	令和5年度(件)	令和4年度(件)
事前公表	9 3	127
事後公表	9 7	130

- (注) ・上記のうち、ライブ公開件数は、令和5年度7件、令和4年度4件。ライブ公開件数は事前公表件数に含まれない。
  - 事前公表と事後公表の件数が一致しないのは、事前公表を行った後で中止になった職務等があるため。

# 6 会議の公開

公開制度の対象となる審議会等(法令又は条例で設置)は、令和5年度において239あった。このうち156の審議会等が公開会議(議題等により非公開とする旨の留保付きのもの等を含む。)であった。

## 7 出資法人の情報公開

府では、出資法人の情報の公開に関する指導指針に基づき、府の出資法人のうち、府の事務と特に密接な関係を有する法人を対象に、自主的に情報公開申出制度を実施するよう指導している。

令和5年度は対象法人すべて(17法人)で自主的に情報公開申出制度が実施され、情報公開の申出の件数は、4法人において計10件であった。

	区 分	令和5年度(件)	令和4年度(件)
情報公開申	出制度実施法人数	17法人	17法人
公開申出の	あった法人	4法人	5法人
公開申出の	件数	10件	14件
決定の件数	ζ	10件	14件
	全部公開	5件	3件
   沈中由家	部分公開	5件	8件
│ 決定内容 │ 別内訳	全部非公開	0件	1件
	存否応答拒否による非公開	O件	0件
	不存在による非公開	O件	2件

<sup>(</sup>注) 1件の公開申出について、項目別に分割して決定が行われる場合があるため、決定の件数が 公開申出の件数を上回ることがある。